

第1回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

■ 議事要旨 ■

件 名：第1回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：コミュニティプラザひまわり 1階102会議室

日 時：平成29年7月12日（水） 午前10時～12時

出席者：委員9名

（市川 裕二、植村 英晴、熊谷 大、小林 克美、佐藤 和人、
田上 明、長嶋 潤、永野 敬子、山崎 順子）

欠席者：長汐 道枝

会議次第

1. 清瀬市長あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 委員長及び副委員長の選出及び就任のあいさつ
5. 配布資料の確認
6. 清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱について
7. 委員会傍聴に関する取り扱い
8. 議題
 - (1) 計画の内容等について
 - 1) 障害者計画及び第5期障害福祉計画の成り立ちと今回の改正の要点
 - 2) 計画策定に向けた調査報告書の要点解説
 - (2) 委員会の今後の日程について
9. その他

審議経過

1. 清瀬市長あいさつ

渋谷市長より委員の方々にあいさつ

2. 委嘱状交付

机上配布にて、委嘱状を交付

3. 委員紹介

各委員・事務局・策定支援業者の自己紹介

4. 委員長及び副委員長の選出及び就任のあいさつ

清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱第4条第2項「委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する」ことに基づき、委員長を1名、副委員長を1名選出

- ・委員長 植村 英晴（日本社会事業大学 特任教授）
- ・副委員長 田上 明（清瀬喜望園 副施設長）

委員長及び副委員長より就任のあいさつ

5. 配布資料の確認

事務局より配布資料の確認

6. 清瀬市障害福祉計画策定委員会の設置要綱について

事務局より障害福祉計画策定委員会設置要綱について説明

7. 委員会傍聴に関する取り扱い

事務局より委員会傍聴について説明 ⇒ 全委員が了承

8. 議題

(1) 計画の内容等について

1) 障害者計画及び第5期障害福祉計画の成り立ちと今回の改正の要点

事務局より説明

【協議内容】

委員長 現行計画の進捗状況を踏まえた上で計画を策定することが必要である。その部分の説明を求める。

事務局 第4期障害福祉計画において、資料28ページから38ページに数値目標を挙げているものについては、概ね目標値を達成しており、福祉サービスの利用は順調に進んでいることが確認できる。

一方、課題としては、24ページの重点施策1「地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります」の中に、『基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の設置を検討する必要がある』という表現があるものの、現在も検討中であり、結論に至っていないこと。

重点施策2「障害者の就労、日中活動の場を整備し、社会参加をすすめます」の中の『地域活動支援センター等を活用して』の部分では、ニーズや人員配置などを勘案した上で委託事業所を変更した。その効果について現在検証中である。

『ライフステージに応じた余暇活動と社会参加ができる環境づくり』については障害福祉課だけでなく、庁内各課との連携が必要な分野であり、引き続き取り組んでいくことが必要。

重点施策3「発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者等に対する支援を強化します」については、18歳までの発達障害児は清瀬市子どもの発達支援・交流センター「とことこ」の支援活動が大分浸透している。一方、18歳以上の成人期の方、あるいは

成人してから発達障害に気づいた方への支援については、行政や地域の相談窓口が少なく、課題となっている。

高次脳機能障害者については、窓口での相談から福祉サービスの申請に結びつくようになった。色々な普及活動、講演会等が奏功したと評価している。

難病患者は最近、初めて2人の方から福祉サービスの申請があり、情報が浸透してきていることが窺えるが支援体制は十分とは言えない。

最近の動向としては、日常生活に関する相談や権利擁護の相談が増えており、相談体制は整いつつある。

成人期の発達障害の方への支援については課題が残るものの、重要施策3は達成に向けて進んでいると考えている。

委員

現行計画に明記されていないものでも、日常業務として取り組み、成果を上げていることがたくさんある。市の取り組みを普及啓発するという観点からも、次期計画にはそれらを明示すべきと考える。

相談支援体制については、ライフサイクルという観点から仕組みをつくる必要がある。それができると、重点施策の第1と第3を無駄なく達成できるはずだ。

委員長

現状として相談支援体制がどうなっているのか、各相談支援機関の状況を把握する作業が必要である。また来訪された人だけに対応するのか、もう少し地域に出向いてアウトリーチ的な取り組みをするのか検討を要する。特にひきこもりなど、顕在化されていないニーズはあるはずだが、どこが担当して取り組むべきかさえはっきりせず、各市町村とも手がつかない状況にある。

潜在的ニーズは多種多様であるが、自分が抱えている問題を適切に表現することができない人も沢山いるので、そういうことに対してどう対応するのか、検討を要する。

委員

相談支援体制の中で、清瀬市として対応しなくてはいけないこともあるし、1市だけで抱えるのではなく、多摩地域や東京都と連携して広域的な解決を図るべきこともある。それを仕組みとして整えることが重要だ。清瀬市などの小規模団体は、近隣市や東京都と連携体制を作ることが急務である。

委員 全国的に特別支援学校の数が増えているため、今後卒業生が増えることが予想される。資料「平成 29 年度 障害者計画・第 4 期障害福祉計画 事業概要」の 20 ページから障害福祉サービスの必要量の見込みと実績値が出ているが、これから福祉サービスを受ける立場にある者、例えば特別支援学校の卒業生の進路や居場所は確保されているのか。

事務局 現行計画における目標数値を具体化する作業の中で、特別支援学校の卒業者数や愛の手帳の等級を踏まえ、将来的なサービス利用の推計をしている。そのため、現行計画においては特別支援学校の卒業生の居場所・利用サービスは確保しているものと考えており、次期計画においても同様の推計を行う。

委員 障害福祉計画を見た障害児や保護者が、将来の生活に安心感を持てるような計画とすることが望ましい。目標数値を挙げるだけでは、それが読み取りにくい。
また、清瀬市内で必要十分なサービスを受けられず他市の事業所に通所している障害者もいるため、数値目標を達成できたとしても、潜在的なニーズを充足しているとは限らない。

委員長 この委員会の構成メンバーには、さまざま立場の人がおり、そのような潜在的なニーズを洗い出すことが期待されている。
この委員会では、活発な情報交換を通して地域のニーズを把握し、計画に反映させていきたい。

委員 障害福祉のニーズは十人十色であり、画一的なサービス提供では対応できない。利用者自身が自分のニーズを把握し、自ら事業所を選ぶことのできる仕組みづくりが大切である。そのためにも、相談支援専門員を活用しながら自分で事業所を体験・見学し、納得した上でサービスを選択できることが望ましい。

委員 制度的な問題として、障害者が 65 歳になると高齢者として介護保険制度に移る。しかしながら、介護保険制度だけで障害者の支援が十分に行えているのか再考する余地があり、サービスの不足分を埋めるためにどのような支援が必要か検討したい。

委員長 保護者が認知症その他で介護ができなくなるケースも散見される。当事者の高齢化と保護者の高齢化という問題は重要な検討課題だ。

2) 計画策定に向けた調査報告書の要点解説

計画策定支援業者より説明

【協議内容】

委員長 前述の特別支援学校の卒業生の進路やサービス決定のプロセス、相談支援体制の状況などは、数値的な調査からは把握できないという欠点がある。

前述の介護者の高齢化問題など、障害者を取り巻く環境変化など、どのような視点を盛り込むか検討したい。

委員 保護者の高齢化という現実切実であり、私が所属する施設では、短期入所8床のうち、常に1床は開けておき、介護者に不測の事態が起きた場合や虐待などの緊急のケースに対応できるようにしている。入所先が決まらない施設待機者の中長期的な宿泊先としてのニーズも多い。

委員 精神障害者の場合、高齢者として老人ホームに応募しても断られてしまい、行き先が見つからない状況が散見される。

委員 視覚障害者としても、高齢化については問題意識を持っている。後天的に視覚障害者となった高齢者から相談を受けることもある。

また、私自身もこのアンケート調査には答えた。「身体障害者」とひとくくりにされているが、設問は肢体不自由者を想定したものが多く、視覚障害者として回答に苦慮した。すべての障害を網羅したアンケートはとても難しいのだなと感じた。同じようにすべての障害を網羅した計画策定も大変な作業である。

委員長 高齢になって目や耳が不自由になった場合、障害福祉サービスを利用するということが自体を思いつかないことが多い。どこに相

談に行けばいいのかもわからないだろう。そのようなニーズに応えるためには、市だけではなく、当事者団体の協力やネットワークづくりのための方法を考えることが必要だ。

委員 私は保育園や学童で働いてきたため、毎年障害をもつ子どもと関わってきた。卒業後に保護者に会って「こういう所に通所している」と聞いて安心できる子は良いのだが、「行き先が分からず困っている」という話を聞いた時に、清瀬市にどのような施設や相談窓口、システムがあるかを知っていれば対応できたのにと悔やむこともある。新しい仕組みづくりを検討するだけでなく、今ある仕組みについて周知徹底することも重要であると感じている。

委員 地域福祉権利擁護事業が開始して10年以上になるのに、「全く知らない」と回答した人が61%いたことは残念である。

相談支援体制については、その存在を浸透させることが課題の1つであると認識している。

高齢化の問題は、65歳からは介護保険へ移行が原則であるものの、障害者施設の現場では、65歳以上になっても受け入れ先の高齢者施設がないという現状である。そういう人については、高齢障害者として障害者施設に留まり続けている。

委員 アンケート調査の対象人数が知的300人・精神400人・身体800人、難病100人となっている。各障害者人口とアンケート調査対象者数が比率的に不整合だ。どのように対象者数を決めたのか。

⇒ 次回、事務局より回答することとした

(【事務局注】同時にアンケート調査を実施した地域福祉計画・健康増進計画・高齢保健福祉計画と調査対象者が重複しないように調整した上で、各障害・難病患者の人数を考慮して決めた。)

(2) 委員会の今後の日程について

事務局より委員会の今後の日程について説明

6. その他

次回委員会は平成29年8月25日14時00分より開催することを決定